障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの

共同生活援助（外部サービス利用型）　運営規程例　**【令和７年１月改訂】**

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程の記載例 | 作成に当たっての留意事項 |
| ○○○（共同生活援助（外部サービス利用型指定共同生活援助））運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の共同生活援助（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、外部サービス利用型指定共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第５条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において相談､入浴、排せつ及び食事等の介護その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。  ２　外部サービス利用型指定共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。  ３　前２項に定めるもののほか、法及び盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和６年条例第15号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、外部サービス利用型指定共同生活援助を実施するものとする。  （事業所の名称等）  第３条　外部サービス利用型指定共同生活援助を行う主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名称　　○○○  〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕  （２）所在地　岩手県盛岡市△△×丁目×番×号　＊＊ビル×号  ２　外部サービス利用型指定共同生活援助を行う共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名称　　△△△（本体住居）  所在地　岩手県盛岡市△△×丁目×番×号　＊＊ビル×号  （２）名称　　□□□  　　　所在地　岩手県盛岡市△△×丁目×番×号　ハイツ△△　×号  （３）名称　　◇◇◇  　　　所在地　岩手県盛岡市△△×丁目×番×号  　　　名称　　◇◇◇サテライト１　（サテライト型住居）  　　　所在地　岩手県盛岡市△△×丁目×番　＊＊ビル×号  （職員の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。  （１）管理者　１人（常勤職員）  管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている外部サービス利用型指定共同生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。  （２）サービス管理責任者　○人（常勤職員　○人、非常勤職員 ○人）  サービス管理責任者は、次の業務を行う。  （ア）適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。  （イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、外部サービス利用型指定共同生活援助の目標及びその達成時期、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成すること。  （ウ）共同生活援助計画の原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した共同生活援助計画を記載した書面を利用者及び指定計画相談支援を行う相談支援事業者に交付すること。  （エ）共同生活援助計画作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも○月に△回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画を変更すること。  （オ）利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  （カ）利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。  （キ）他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。  （３）世話人　○人以上  　　　世話人は、食事の提供、生活上の相談等について、適切に援助する。  （４）事務職員　○人以上  　　　事務職員は、必要な事務を行う。  （受託居宅介護サービスの提供）  第５条　事業所は、共同生活援助計画に基づき、事業者が委託契約を締結した指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させるものとする。  ３　事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。  ４　事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録するものとする。  （受託居宅介護サービス事業者等）  第６条　受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）事業者名称　　△△△  事業者所在地　岩手県××市×丁目×番×号　××ビル×号  事業所名称　　□□□  事業所所在地　岩手県盛岡市×丁目×番×号　××ビル×号  （２）事業者名称　　◇◇◇  事業者所在地　岩手県××市×丁目×番×号  事業所名称　　○○○  事業所所在地　岩手県盛岡市×丁目×番×号  （外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する主たる対象者）  第７条　外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  （１）身体障害者  （２）知的障害者  （３）精神障害者  （４）難病等対象者  （入居定員）  第８条　事業所の入居定員は、○○人とする。  ２　第３条第２項に規定する共同生活住居の定員は次のとおりとする。なお、入居者には、体験利用に係る利用者も含む。  （１）△△△　×人  （２）□□□　×人  （３）◇◇◇　×人  　◇◇◇サテライト１　１人  （外部サービス利用型指定共同生活援助の内容）  第９条　事業所で行う外部サービス利用型指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。  （１）共同生活援助計画の作成  （２）利用者に対する相談  （３）食事の提供  （４）健康管理・金銭管理の援助  （５）余暇活動の支援  （６）緊急時の対応  （７）日中活動の場等との連絡・調整  （８）財産管理等の日常生活に必要な援助  （９）夜間における支援  （10）受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスの提　供（入浴の介護又は清拭、排せつの介護、食事の介護その他日常生活上の支援）  （11）体験利用における支援  （12）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜  　　　（２）から（11）に附帯するその他必要な介護、支援、家事、相談、助言  （利用者から受領する費用の額等）  第１０条　外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際には、利用者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。  ２　法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、利用者から法第29条第３項第１号の規定により算定された額の支払を受けるものとする。この場合において、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。  ３　次に定める費用については、毎月○○日に翌月分を利用者から徴収し、徴収した月の翌月末又は利用契約書第○条の規定により利用契約を終了した日に精算し、残金が生じたときは、利用者のその残金を返還するものとする。  （１）家　　賃　　　△△△：月額○○○○○円  　　　　　　　　　　□□□：月額○○○○○円  　　　　　　　　　　◇◇◇：月額○○○○○円  　　　　　　　　　　◇◇◇サテライト１：月額○○○○○円  （２）光熱水費　　　△△△：月額○○○○○円  　　　　　　　　　　□□□：月額○○○○○円  　　　　　　　　　　◇◇◇：月額○○○○○円  　　　　　　　　　　◇◇◇サテライト１：月額○○○○○円  （３）食材料費　　　月額○○○○○円  （４）日用品費　　　月額○○○○○円  （５）日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの　　　実費  ４　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。  ５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。  ６　第３項に規定する額を徴収したときは、当該費用に係る現金預かり証を、また、同項の規定による精算を行った時は、現に要した費用に係る証拠書類に基づき利用者に対して負担を求めることとなった金額及びその内訳を記載した書類並びに領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。  （入居に当たっての留意事項）  第１１条　利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。  （１）調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共  同で行うこと。  （２）○○○こと。  （３）○○○こと。  （利用者負担額等に係る管理）  第１２条　事業所は、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第３項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条に規定する負担上限月額、又は令第21条第１項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。  （緊急時等における対応方法）  第１３条　現に外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は歯科協力医療機関もしくは利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。  ２　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。  ３　外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。  ４　外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。  （非常災害対策）  第１４条　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備するものとする。  ２　事業所は、非常災害に備えるため、前項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。  ３　事業所は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、行政機関、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するものとする。  （苦情解決）  第１５条　提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。  ２　提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第10条第１項の規定により市町村が、また、法第48条第１項の規定により岩手県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は岩手県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岩手県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。  （個人情報の保護）  第１６条　事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。  ２　職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。  ３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。  ４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。  （虐待防止のための措置に関する事項）  第１７条　事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）従業者に対する虐待の発生及び再発の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施  （５）虐待防止委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底  （６）前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  （身体拘束の禁止）  第１８条　事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利  用者の生命及び身体を保護するために 緊急その他やむを得ない場合  を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体  拘束等」という。）を行わないものとする。  ２　事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態  様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを  得ない理由など必要な事項を記録するものとする。  ３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。  （１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底  （２）身体拘束等の適正化のための指針の整備  （３）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施  （感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）  第１９条　事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底  （２）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備  （３）従業者に対する感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練の定期的な実施  （業務継続計画の作成）  第２０条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。  ２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。  ３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （地域との連携等）  第２1条　事業所は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。  ２　事業所は、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。  ３　事業所は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、当該地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けるものとする。  ４　事業所は、第２項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。  （その他運営に関する重要事項）  第２２条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。  （１）採用時研修　採用後○カ月以内  （２）継続研修　年○回  ２　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。  ３　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。  ４　事業所は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した日から５年間保存するものとする。  ５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、（元号）○○年○月１日から施行する。  附　則  この規程は、（元号）○○年○月○日から施行する。 | ※「○○○」⇒事業所の正式名称  ※「＊＊＊」⇒開設者（法人名）  ※「○○○」⇒事業所の正式名称  ※「○○○」⇒事業所の正式名称を記載。  ※〔　　〕⇒地域移行支援型ホームの場合は、その旨を記載する。  ※「岩手県盛岡市・・・」⇒所在地は、住居表示、マンション名等を正確に記載する。  （例）三丁目　○  　　　　３丁目　×  ※全ての共同生活住居及びサテライト型住居について記載する。  ※管理者がサービス管理責任者を兼務する場合は、「（常勤職員・サービス管理責任者兼務）」等と記載する。  ※サービス管理責任者が管理者を兼務する場合は、「（常勤職員・管理者兼務）」等と記載する。  ※計画の見直しは、少なくとも６月に１回以上必要。  ※体験入居を行わない場合は、なお書きを削除する。  ※「夜間における支援」⇒夜間支援体制をとっていない場合は記載せず以下を繰り上げ、体制をとっている場合は加算の有無に関係なく記載する。  ※「体験利用における支援」⇒体験利用を実施しない場合は記載せず以下を繰り上げる。  ※利用者から徴収する費用の種類、金額、徴収する時期等、精算の時期等を明確かつ具体的に記載する。  ※家賃の額は、住居ごとの「月額×定員」が、設置者が家主から賃貸借した金額を超えてはならない。  ※その他日常生活費は、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金などの曖昧な名目の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要がある。また、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものである。  ※利用者が、事業所を利用する際に留意する事項を記載する。（原則として内容は自由。ただし、利用者の権利・自由を制限するような内容等（例えば、外出の際の「許可」等）については、規定することはできない。）  ※左記の他に行うものがあればそれも記載する。  ※指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、基準条例等で定められており、記載するのが望ましい事項である。  ※指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、基準条例等で定められており、記載するのが望ましい事項である。  ※指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、基準条例等で定められており、記載するのが望ましい事項である。  ※指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、基準条例等で定められており、記載するのが望ましい事項である。  ※新規のときは指定年月日。  ※事業開始以降、運営規程を変更する場合は、規程変更の施行日を定める附則を順次追記する。（上書きしない。） |